

たり平均保険料水準には、当該都道府県の1人当たり医療費の高低や平均所得の高低等が影響しており、高所得者の多い広域連合には普通調整交付金の交付が少なくなる結果、賦課総額が高くなるという傾向にある。

このような状況の中で、前出の図10でも見た通り、16年度年金制度改正で導入されたマクロ経済スライドにより、基礎年金も含めた給付調整が進められることとなるため³⁸、高齢者世帯

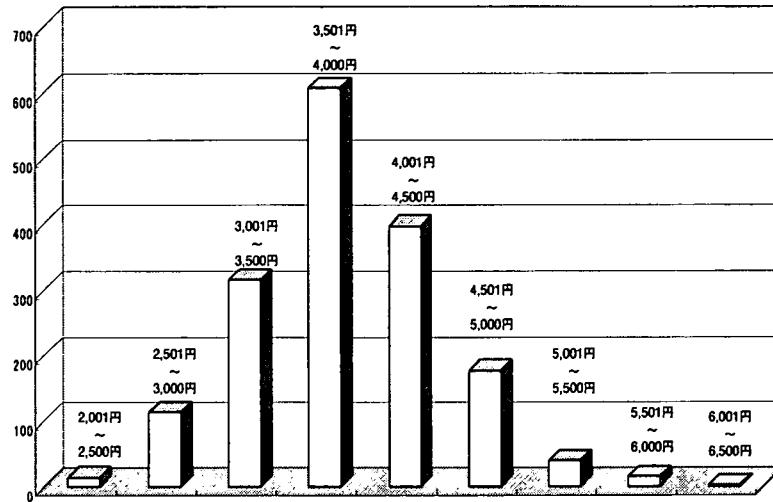
が医療や介護等の負担にどの程度対応できるのか、あらためて懸念する指摘もみられる。牛丸・飯山・吉田（2005 p. 23）が指摘するように、長い老後生活を考える場合には、医療や介護に要する費用が予測できないほど高まるリスクも考慮する必要がある。例えば、医療については図17にみられるように、年齢階級が高まるに連れて1人当たり医療費（一般診療費）が高まるため、高額療養費等による負担上限はあるものの、世帯の負担水準が過大となる場合が生じ得る。そして、入院費用を中心こうしたリスクが高まる75歳以上の年齢層が、今後20年間で倍増して2千万人を超えることが見込まれている。また介護についても、例えば、生命保険文化センター「生命保険に関する全国実態調査（18年度）」によれば、要介護状態となった場合の必要資金額（初期費用を除く）として「1,000～2,000万円未満」挙げる者が22.1%と最も多く、平均では3,435万円という結果が示されている。本調査があくまでも意識調査であることや、必要な費用は要介護状態や介護を要する期間によって大きく異なることにも留意する必要はあるが、要介護状態となった場合に要する費用として国民意識が想定する水準は決して小さなものではない。いずれにしても、こうした医療や介護に要する費用リスクに対する国民意識を反映して、老後生活における貯蓄等が形成されている側面も否定できないと考えられる³⁹。

現在、高い所得や資産を有する高齢者には相応の負担を求めるべきとの主張も強まって

図16 第1号保険料(第1号被保険者1人あたり全国平均(月額・加重平均)の推移

第1期(H12~14)	2,911円	→	第2期(H15~17)	3,293円	→	第3期(H18~20)	4,090円
-------------	--------	---	-------------	--------	---	-------------	--------

〔参考〕第1号保険料基準額の分布状況(保険者数)

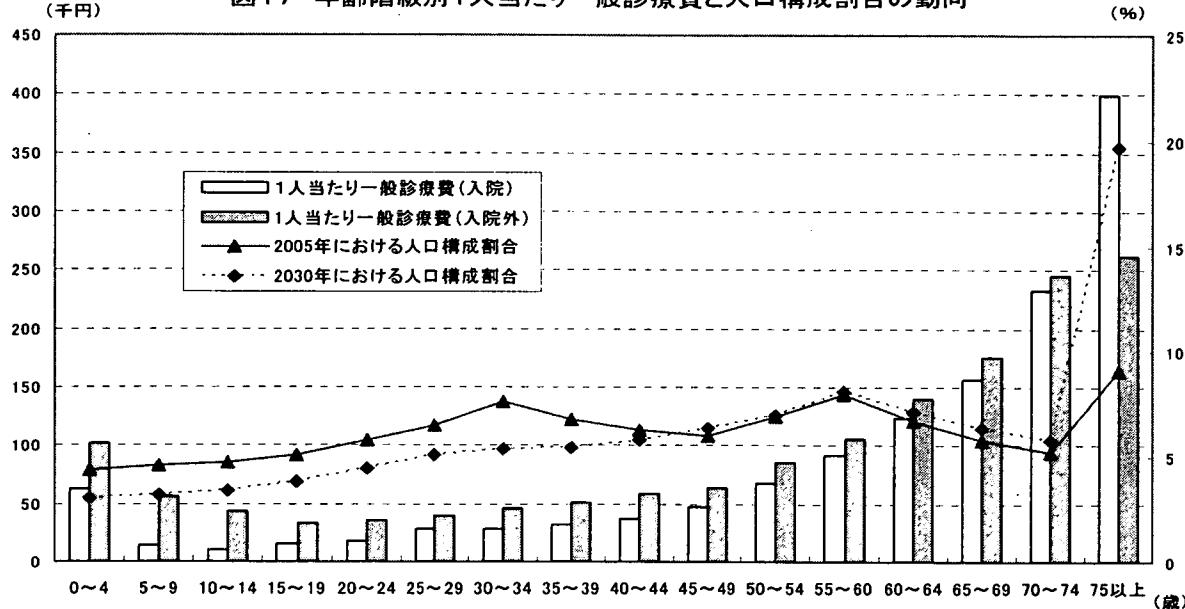


(注) 厚生労働省老健局「介護保険料の在り方等に関する検討会」第1回資料から作成

³⁸ 過去の物価スライドのマイナス0.7%分を凍結した影響が、今後の物価上昇により相殺して解消されるまでの間は、年金の増額改定が実施されない一方で、物価が下落した場合には翌年度の年金額から減額改定を実施するという「物価スライド特例措置」が適用されているため、現段階ではマクロ経済スライドによる調整は実施されていない。

³⁹ 生命保険文化センター「平成19年度生活保障に関する調査」によれば、医療保障に対する私的準備として、複数回答で「生命保険（70.3%）」に次いで「預貯金（37.7%）」が多い。介護の資金を貯めう手段として、複数回答で「公的介護保険（74.9%）」「公的年金（59.0%）」に次いで「預貯金（58.5%）」が多い。

図17 年齢階級別1人当たり一般診療費と人口構成割合の動向



(注) 1. 1人当たり一般診療費は、厚生労働省大臣官房統計情報部「平成17年度国民医療費」に基づき作成
2. 人口構成割合は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(18年12月推計)」等に基づき作成

いるが、老後生活の一時点における負担能力にのみ着目するのではなく、例えばこれらの医療や介護に要する費用の支出も終えた後に、後世代に相続される部分に着目した税制のあり方等を検討することも重要であろう。特に、家庭内扶養を社会的に支えてきた公的年金の意義や役割を踏まえた場合、相続税が有する資産再分配機能についても、世代を超えた格差の固定化を防止するといった伝統的な観点に加えて、社会保障制度との関係を考慮したより踏み込んだ議論が必要である。この点について、既に権丈(2006pp. 89 - 93)では、勤労世代から老齢世代への社会的扶養の制度化が一般化されている社会では、機会の均等を保障するため、かつ、私的扶養を社会的に肩代わりする社会保障の財源を確保するために相続税を強化すべきであるとした上で、年金目的相続税を創設して基礎年金勘定に繰り入れること等を指摘している。また、前出の政府税制調査会「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方(19年11月)」では、公的な社会保障制度が充実し老後の扶養を社会的に支えているが、このことが高齢者の資産の維持に寄与していることから、被相続人が生涯にわたり社会から受けた給付に対応する負担を死亡時に精算するという考え方にして、相続税は遺産が相続される時にその一部を社会に還元することによって、給付と負担の調整に貢献できると考えられるとして、資産再分配機能の回復を図る重要性を指摘している⁴⁰。

5. おわりに

厚生労働省「平成18年度国民生活基礎調査」によれば、図18にあるように、公的年給

⁴⁰ 政府税制調査会「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方(19年11月)」では、このほかにも、年間死者数のうち相続税の課税が発生する割合が4%にまで低下するなど、相続税の資産再分配機能や財源調達機能が低下していることが指摘されている。さらに、相続を機会に高齢者世代内の資産格差が次世代に引き継がれる可能性が増していること、高齢化の進展の中で相続人自身も高齢化しており、相続時点ではすでに相続人の資産形成も進んでいると考えられることなども指摘されている。

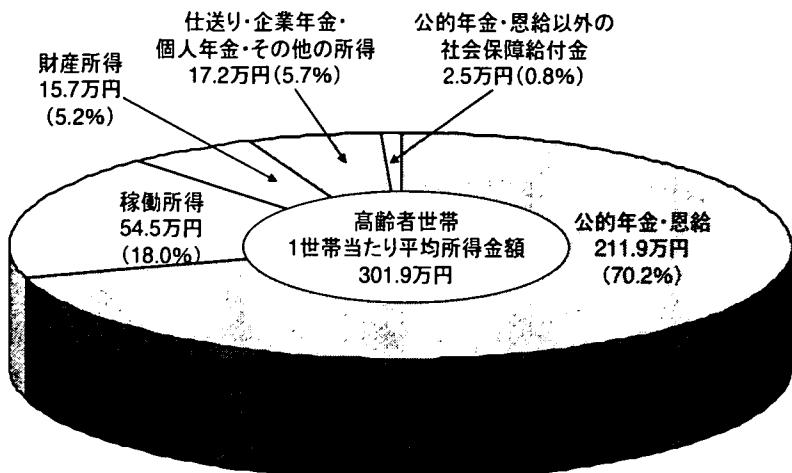
付は高齢者世帯の収入の約7割⁴¹を占める一方、「仕送り・企業年金・個人年金・その他の所得」は5.7%に留まっている。また、国際比較で見ても、内閣府「高齢者の生活と意識に関する国際比較調査」によれば、図19にあるように、老後生活費の主な収入源のうち公的年金の占める割合は、わが国で73.9%となっており、

ドイツと並んで高い水準にある。他方、同じく老後生活費の主な収入源のうち「子どもなどからの援助」の占める割合は2.5%に留まっており、アメリカやドイツ、フランスよりは高いものの、韓国よりは格段に低い水準となっている。

宮島（2000 p. 98）では、現金形態での子どもからの援助への依存は、公的年金の充実や高齢者の就業率の上昇、高齢者の金融資産の蓄積により、単独不就業の女性を除き概ね縮小していると指摘している。また、橋木（2007 pp. 15 - 19）では、公的年金制度が登場した背景として、私的貯蓄による自助努力と家族・親族からの経済支援という2つの私的保障では限界を生じることを指摘した上で、特に後者の家族・親族からの経済支援については、結婚しない者や子供のいない者の存在、支援を希望しない親や支援をしたくない子どもの出現などにより、社会システムとして弱体化していく可能性があるとしている。

他方、この点に関連して、昨年2月に社会保障審議会の「人口構造の変

図18 高齢者世帯における公的年金・恩給の位置付け



（注）厚生労働省大臣官房統計情報部「平成18年度国民生活基礎調査」に基づき作成

図19 老後生活費の主な収入源の国際比較(2005年) (%)

	日本	アメリカ	韓国	ドイツ	フランス
仕事による収入	17.7	19.8	35.4	10.2	9.5
公的年金	73.9	54.7	4.5	76.9	49.3
私的な年金(企業年金など)	1.0	10.1	2.2	4.0	34.2
預貯金からの引き出し	1.0	2.8	10.8	0.8	2.7
財産からの収入 (利子、配当金、家賃、地代など)	1.9	9.8	3.4	2.2	2.9
子どもなどからの援助	2.5	0.5	37.3	0.4	0.7
生活保護	0.5	0.4	4.3	1.5	0.6
その他	1.5	1.0	2.1	0.7	0.0

（注）1. 内閣府「高齢者の生活と意識に関する国際比較調査」(2005)に基づき作成
2. 「主な収入源」は、最も重要な収入を1つだけ回答

⁴¹ 生命保険文化センター「平成19年度生活保障に関する調査」では、老後の生活資金をまかなう手段として「公的年金」を挙げる者が最も多く、複数回答で86.2%の割合を占めている。

化に関する特別部会」がとりまとめた「『出生等に対する希望を反映した人口試算』の公表に当たっての人口構造の変化に関する議論の整理」においては、今後、50歳以上の者の属する世帯のうちの4割以上が「単身かつ無子世帯」となるという見通しを示した上で、単身世帯は世帯員相互のインフォーマルな支援が期待できることから社会的なリスクにも弱く、社会システムによる支援がより必要であることや、経済的にみても可処分所得減少の影響を受けやすいうことなどを指摘している⁴²。昨年12月には「『子どもと家族を応援する日本』基本戦略」が策定され、総合的な少子化対策に力が注がれているところであるが、このように人口構造や世帯が大きく変容していく見通しの中で、そもそも子どもなどからの援助を期待することが難しい高齢者の存在が増加する可能性も否定できない。これまでも老後生活の主柱として機能してきた公的年金制度については、今後一層その意義や役割が高まると考えられることをあらためて指摘しておきたい。

以上本稿においては、税制との関係に着目して公的年金給付とその財源等について、主として次のような考察を行ってきた。まず、わが国の社会保障給付費において「年金」部門は最大の支出項目となっており、国庫負担額の規模やウエイトは着実に高まりつつある。諸外国の公的年金制度における公費投入の在り方は様々であるが、その方法やウエイトについては、制度の基本的な枠組の相違や公的扶助との関係はもとより、自助・互助・共助に対する基本理念や、税制を含めた社会経済の在り方全般を視野においていた比較分析が必要である。公的年金制度の実施を通じた所得再分配の状況を見れば、少なくとも「年間所得ベース」では世代間の所得再分配効果が確認されるとともに、高齢者比率の相違等による地域間の所得再分配を背景として、公的年金が地域経済に寄与している実態にある。これらの所得再分配効果は、公的年金の制度設計や賦課方式を基本とした財政運営、基礎年金に対する国庫負担の存在に起因するものである。他方、年金課税の見直しをはじめとする近年の税制改正は、その增收分が着実に基礎年金の国庫負担等に充当されている一方で、特に低所得の高齢者世帯の家計に影響を及ぼしている。低所得者に対する負担面での配慮措置は、市町村民税の課税関係に着目して適用されているため、今後とも税制改正の影響を受けることは避けられない。医療・介護制度における負担面の見直しが実施される中で、老後生活における費用リスクの高まりや国民意識を踏まえれば、高い所得や資産を有する高齢者には相応の負担を求めるべきとの議論だけではなく、相続税と社会保障制度の関係なども含めた広い視野からの検討が必要となる。

本年1月17日に経済財政諮問会議が答申した「日本経済の進路と戦略」では、中長期的な年金制度の基本的な在り方について、社会保険方式と税方式の選択と組合せを含め広く国民的議論が必要となる課題であるとしている。これまでの本稿における考察は、今後の公的年金をめぐる様々な議論に向けて、その基本的な視点を提示することを目的としたも

⁴² この「人口構造の変化に関する特別部会」で提示された資料では、将来推計人口（18年12月推計）のモデルにおいて推定されるコーホート別の指標（中位推計）として、女性の出生児数の分布が示されており、出生児数ゼロの女性の割合は1955年生まれでは13%であるが、1995年生まれ以降では38%まで上昇すると推定されている。

のであるが、特に制度の持続性を確保していく上でも、また既に述べたように現役世代の保険料水準引下げや負担の賦課ベースの拡大という観点からも、税財源の投入は引き続き一層の重要性を増している。税財源を投入するウエイトについては、近年の労働市場の多様化・流動化や、未納・未加入問題など運用面での現状等を踏まえて、基礎年金の財源を「全額税方式」にすべきとの主張が見られる。しかしながら、その一方では、全額を税で賄う場合に必要となる財源規模に見合う税収確保の見通しが立ちにくいことはもとより、自立自助を基本とするわが国の社会経済の在り方との整合性や事業主負担の取扱いの問題、さらには生活保護制度との関係調整、年金受給権の位置付けと給付制限に関する懸念、新制度に移行する際の切替え措置の困難性などの制度的な問題点も指摘されており、今後、十分な議論が必要であろう。ただし、現行の社会保険方式においても税財源が重要であることに変わりはなく、この点に鑑みれば、まずは「21年度までのいずれかの年度」を定めることとされている、基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げスケジュールを確実に実現させることが必要である。そして、そのためには所要の財源を確保するための税制の抜本改革法と、国庫負担割合の引上げを実施する「特定年度」を定める法律の双方が国会の審議を経て成立することが必要であるが、万が一このスケジュールが遅れるようなことがあれば、16年度年金制度改革で想定された年金給付水準の見通しについても、その前提自体が大きく変わってしまうことを強調しておきたい⁴³。さらに、所要の安定した財源を確保するための税制の抜本改革に際しては、世代間の公平性の確保の要請等にも留意する必要がある一方で、本稿で指摘したように税制改正が高齢者世帯の家計に与える影響や、医療・介護に要する費用リスクの高まり、そして税制と社会保障制度の相互間の波及効果、市町村等における実務運用上の問題などの全体像を踏まえた、一層きめ細かな議論が必要であることを最後にあらためて指摘しておきたい。

参考文献

- 有森美木(2007)「先進各国の公的年金制度と高齢低所得者対策」『海外社会保障研究』No. 158
石田成則（2007）「老後所得保障の経済分析」東洋経済新報社
牛丸聰・飯山養司・吉田充志（2005）「公的年金改革」東洋経済新報社
小塙隆士（2005）「社会保障の経済学 - 第3版 - 」日本評論社
小塙隆士（2006a）「人口減少時代の社会保障改革」日本経済新聞社
小塙隆士（2006b）「社会保障・税制と生涯所得の世代内再分配」『日本の所得分配』東京大学出版会

⁴³ 16年度年金制度改革附則第2条の規定により、次の財政検証までの間に所得代替率が50%を下回ると見込まれる場合には、マクロ経済スライドによる調整の終了その他の措置を講ずるという「給付水準の下限」が設けられている。18年12月の新しい将来推計人口を踏まえて、19年2月に公表された「人口の変化等を踏まえた年金財政への影響（暫定試算）」では、出生中位の場合、所得代替率は2026年度以降51.6%で推移すると試算されている。

- 貝塚啓明（2007）「年金を考える - 持続可能な社会保障制度改革 - 」中央経済社
- 金子能宏・Gary Burtless（2007）「先進諸国の公的年金の展望」『社会保障制度改革』東京
大学出版会
- 権丈善一（2007）「医療政策は選挙で変える」慶應義塾大学出版会
- 権丈善一（2006）「年金改革と積極的社会保障政策」慶應義塾大学出版会
- 駒村公平・山田篤裕（2007）「年金制度への強制加入の根拠」『会計検査研究第35号』
- 清家 篤（2007）「年金で地域間格差是正」『週刊社会保障 No. 2453』
- 嵩さやか（2007）「フランス年金制度の現状と展望」『海外社会保障研究』No. 161
- 橋木俊詔（2007）「消費税15%による年金改革」東洋経済新報社
- 橋木俊詔・浦川邦夫（2007）「日本の貧困研究」東京大学出版会
- 古屋泉生（2003）「公的年金等控除のマイクロ・シミュレーション」財務総合政策研究所
- 堀 勝洋（2005）「年金の誤解 - 無責任な年金批判を斬る - 」東洋経済新報社
- 松本 淳（2005）「年金課税 - 公的年金等控除を中心に - 」『年金改革』生産性労働情報セ
ンター
- 宮島 洋（2000）「高齢化時代の社会経済学」岩波書店
- 森信茂樹（2007）「抜本的税制改革と消費税」大蔵財務協会
- 厚生労働省大臣官房国際課（2007）「海外情勢報告 2005～2006」
- 厚生労働省政策統括官（2007）「平成17年所得再分配調査報告書」
- 厚生労働省政策統括官（2002）「社会保障負担等の在り方に関する研究会報告」
- 厚生労働省年金局（2007）「平成17年度公的年金財政状況報告」
- 厚生労働省年金局（2007）「人口の変化等を踏まえた年金財政への影響（暫定試算）」
- 社会保険庁（2007）「平成17年度社会保険事業の概要」
- 社会保険庁（2007）「平成18年度老齢年金受給者実態調査結果」
- 国立社会保障・人口問題研究所（2007）「平成17年度社会保障給付費」
- 国立社会保障・人口問題研究所（2007）「都道府県別将来推計人口（19年5月推計）」
- 社会保障審議会（2007）「「出生等に対する希望を反映した人口試算」の公表に当たっての
人口構造の変化に関する議論の整理」
- 生命保険文化センター（2007）「平成19年度生活保障に関する調査」
- 生命保険文化センター（2006）「平成18年度生命保険に関する全国実態調査」
- 政府税制調査会（2007）「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」
- 経済財政諮問会議（2008）「日本経済の進路と戦略」
- 自由民主党（2007）「平成20年度税制改正大綱」
- 自由民主党財政改革研究会（2007）「財政改革研究会中間とりまとめ」

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））

「所得・資産・消費と社会保険料・税の関係に着目した

社会保障の給付と負担の在り方に関する研究」

分担研究報告書

「社会保険料と税に関する賦課徴収の理論と展望」

分担研究者 米山 正敏 国立社会保障・人口問題研究所室長

主任研究者 金子 能宏 国立社会保障・人口問題研究所社会保障応用分析研究部長

研究要旨

財政学的には、節税とは違法性のない租税回避行為、脱税とは違法性のある行為とされている。後者について、経済理論的にそのメカニズムを示すと、個人は収入を課税当局に隠すことによる限界便益（限界所得税率に等しい）と、限界費用（課税当局が個人に監査を行う確率と限界的なペナルティとの積）とが等しくなるように隠す収入の量を決定する。これによると、限界的なペナルティが大きくなるほど収入隠し（脱税）が行われなくなることが分かる。次に、今述べた財政学における議論を社会保険制度に応用すると、同制度において、節税に相当する行為として、健康保険における被扶養認定に係る収入調整、「厚生年金被保険者である夫」の妻の国民年金第3号被保険者となるための就労調整、派遣労働者に係る社会保険加入の条件としての就労時間派遣会社が調整するケースなどが考えられる。最後の派遣会社の例については、ごく簡単なゲーム理論的分析により、派遣会社が社会保険の事業主負担を避けるために派遣労働者の就労調整を行う可能性が高いことが示唆された。したがって、社会保険制度において脱税及び節税に相当する行為を抑制する経済的メカニズムを、財政学およびこれに関連するゲームの理論等の応用によりどのようにデザインするかが今後の検討課題となる。

次に、国民健康保険の保険料（税）の収納状況は、データで見ると従来低下傾向にあったものが、近年の厚労省の取り組み（平成17年の収納対策緊急プラン策定など）もあって改善傾向にある（平成18年度の収納率は90.39%）。国民年金保険料の収納状況は、これもデータによると近年改善傾向にあるが、それでも7割に届かない（平成17年度の納付率は67.1%）。改善傾向にあるのは、近年の社会保険庁による収納対策の強化（口座振替の推進など）の結果である。そして、国民年金保険料の未納対策としては、前述した経済的な仕組み作りとともに、法的な整備としては、保険料滞納に対する社会保険庁長官の督促・滞納処分の義務化、国民年金法上に罰則規定を置くことが考えられるとしている。最後に、今まで述べたとおり、社会保険制度において

は、保険料を納める経済的インセンティブを付与する枠組みと、法的枠組みの整備の双方が必要であると指摘している。特に国民年金においては、保険料を納めることが納税と同じく個人にとっての SR (Social Responsibility : 社会的責任) であるとの認識を国民に持たせることも必要である。

A. 研究目的

社会保険料の賦課徴収に関して、税における財政学的な議論を援用しつつ、脱税や節税に相当する行為を抑制する経済的・法的枠組みを社会保険制度、特に国民年金において構築する方策を探ることを目的とする。

険庁長官の督促・滞納処分の実施を法的義務とすること及び保険料未納に対する罰則規定を整備することが、国民健康保険税について規定する地方税法や国税についての法律規定とのバランスからも、必要なのではないかと考えられる。

B. 研究方法

文献サーベイ

(倫理面への配慮)

個人データを扱うものではないので特になし。

D. 考察

社会保険制度の持続性の確保のためには、財源となる社会保険料の確実な徴収が必要である。これは、社会保険料負担の公平性の確保の観点からも極めて重要である。しかるに、特に国民年金において、近年の社会保険庁の努力により改善傾向にあるとはいえ、国民年金保険料の平成17年度の納付率は67.1%と7割に届いていない。これを改善するためには、徴収実務面での努力だけでは不十分で、より根本的な方策が必要である。それが、経済的枠組みを社会保険制度に仕組むことと、法的な対応の必要性であり、その各々については、「C. 研究結果および E. 結論」でまとめたとおりである。なお、広い意味で違法性があると考えても良い保険料未納だけでなく、社会保険制度において節税に相当する就労調整や収入調整などの行為も、適切な経済的動機付

C. 研究結果および E. 結論

①社会保険制度における脱税に相当する行為および節税に相当する行為を抑制する経済的な枠組みの在り方について、財政学で近年展開してきた Tax avoidance および tax evasion の理論やゲームの理論等を応用した政策研究に発展させるための試みとして、既存研究のサーベイと社会保険制度の現状を踏まえた事例に基づくモデル分析を行った。

②社会保険制度の中で、国民年金における脱税に相当する行為（保険料未納）を抑制する法的枠組みは、保険料滞納時における社会保

けにより回避することが、望ましいと考えられる。最後に今一度国民年金について述べると、保険料未納の回避のためには、保険料納付を社会連帯のための SR と理解しそれを担保する法的枠組みを整備することと、保険料納付を促す経済的枠組みを制度に組み込むことの両面が、社会保障制度として必要と考えられる。これは、先述の通り「C. 研究結果および E. 結論」でまとめられている。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1.論文発表

なし

2.学会発表

なし

H. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

1.特許取得

なし

2.実用新案登録

なし

3.その他

なし

厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）

「所得・資産・消費と社会保険料・税の関係に着目した
社会保障の給付と負担の在り方に関する研究」

社会保険料と税に関する賦課徴収の理論と展望

米山 正敏（国立社会保障・人口問題研究所企画部第1室長）
金子 能宏（国立社会保障・人口問題研究所社会保障応用分析研究部長）

1. はじめに

社会保障制度、なかでも社会保険制度の持続性を確保するためには、社会保険制度の財源となる社会保険料が確実に徴収されることが必要である。これは、保険料負担の公平性の確保という観点からも極めて重要である。このことは、税制において税の徴収が確実に行われることが必要なものと同様である。しかるに、我が国社会保険制度においては、特に国民年金における保険料の未納問題が、社会保険庁の最近の努力により近年は改善傾向にあるとはいえ、いまだに深刻な問題であるといえる。そこで本稿では、まず財政学における節税ないし脱税に関する議論を紹介し、続いてこの議論の現行の社会保険制度への応用をゲーム理論の応用等を含めて試みる。さらに、国民健康保険及び国民年金における保険料徴収の実態をデータによって明らかにするとともに、法的考察を含めて議論する。

2. 財政学における議論

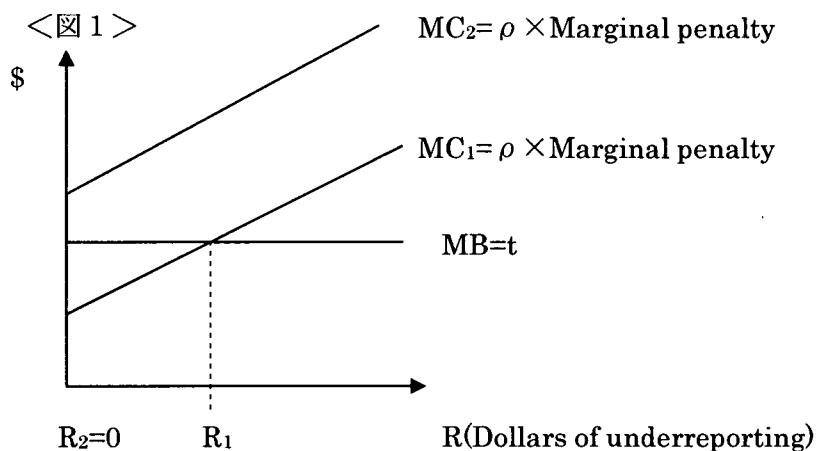
ここでは、PUBLIC FINANCE（第8版）（ROSEN&GAYER）を参考して、財政学の枠組みで節税ないし脱税に関し議論したい。

(1) Tax avoidance と Tax evasion

まず、政府当局の課税を逃れる行為には、その行為に違法性のないもの、即ち合法的に課税を回避する行為と、違法性のあるもの、即ち非合法に課税を逃れる行為とがある。前者は Tax avoidance、つまり節税、後者は Tax evasion つまり脱税と呼ばれる行為である。PUBLIC FINANCEにおいては、節税の例として、17世紀末のイングランドで起きたArchitectural Tax Avoidanceが紹介されている。「ウイリアム王は、増税のために、家の窓に課税した。裕福な人々は、大きな家に住み、そこでは窓が多いと考えたためである。ところが、人々は節税のために、窓をレンガでふさいで課税を逃れたのである。」この租税回避行為には違法な点はないので、Tax avoidanceと呼ばれるものである。同書においては、「このような例から言える重要な真実は、政策立案者は人々が課税に対して消極的に反応することを予期できないということである。むしろ、人々は租税を回避するか、少なくとも租税負担を減少させるための方法を、創造的に探索するのである。」と指摘されている。税制上、たとえ違法性はなくとも、課税が回避される手段を国民に与えることは、税源の

確保及び税負担の公平性の確保上問題があるものと考えられる。このことは、社会保険制度における社会保険料の徴収についても当てはまる。また、同書では脱税の例として、「マッシュルームの売上げが課税対象となっている場合、マッシュルームをより少なく販売することは Tax avoidance だが、政府にマッシュルームの売り上げを報告しなかった場合には、それは Tax evasion である。」として挙げている。税制上も、社会保険制度上も、徴収における違法行為を阻止する制度的枠組みを整備することは当局にとって極めて大きな課題である。社会保険制度において、広い意味で違法と考えられる保険料の未納問題を解決する制度の仕組み方については、4. (3)で述べる。

(2) Tax evasion の理論



上に示す図 1 で横軸 R は「個人の総収入のうち課税当局に対して隠す収入の量」であり、個人は自らの収入を最大化するようにこの R を選択する。そして、個人が限界所得税率 t に直面しているとき、その値と個人の限界便益（個人が 1 ドル収入を隠すことによって得る限界的な便益）とは等しくなる。これを図で示すと限界便益 $MB=t$ という横軸に水平な直線となる。さらに、課税当局はある個人の真の収入を把握していないが、ある確率 ρ で個人に監査を行うこととすると、隠した R について確率 ρ と限界的なペナルティとの積だけ課税当局にペナルティを支払うことになるので、この積が収入を隠すことによる限界費用 MC に等しくなる ($MC=\rho \times \text{Marginal Penalty}$)。なお、この限界的なペナルティは、隠す R が大きいほど大きくなるので、 MC 曲線は図のとおり右上がりとなる。さて、個人が図の限界費用 MC_1 に直面しているとき、個人が収入を最大化すべく選択する R の値は、 MC_1 と MB の両直線の交点の R_1 に決定される（限界便益と限界費用が等しくなるように決定される）。また、限界費用曲線が図の MC_2 のような直線になる場合、限界便益曲線 MB との交点は存在せず、この場合は $R_2=0$ が選択すべき R の値となる（課税当局への収入隠しを全く行わないとき収入が最大化される）。留意点は、第 1 に「嘘をつくことの精神的コスト（罪の意識を感じること）」が十分大きな、正直な人にとっては、この精神的コストが MC 曲線を上方に押し上げるため、限界的ペ

ナルティが 0 であっても、Tax evasion を行わない可能性がある。第 2 に、リスクを考慮に入れると、リスク回避的な人にとっては、本質的にギャンブルである Tax evasion を行うか否かの判断は、図 1 についての説明から修正される。第 3 に、高い限界税率は、人々が Tax evasion の機会に恵まれた職業を選択するように促す可能性がある。すなわち、税制度が労働選択に中立的でないことがあり得る。第 4 に、監査の確率 ρ は、職業や報告される所得の規模から独立ではない。いくつかの計量経済的研究から得た一つの暫定的な結果として、頻繁に監査を行うことは所得の報告を促す（evade しないようになる）というものであるが、その効果の程度は小さい。

3. 財政学における議論の現行の社会保険制度への応用

(1) 現行の社会保険制度における Tax avoidance 及び Tax evasion に相当すると考えられる行動について

現行の社会保険制度のもとで、人々が前節で述べた Tax avoidance や Tax evasion に相当する行動を行っていることが考えられる。前者は「合法的な社会保険料回避」、後者は「違法な社会保険料徴収逃れ」と言い換えてよい。以下、どのような行動が考えられるのか、具体的に述べることとする。

①健康保険において被扶養認定に係る収入調整を行う場合

健康保険における被扶養者とは、「主として被保険者によって生計をたてているもの」でなければならない。この場合、被扶養者と認定されれば、その人は保険料の負担なしに医療の給付（家族給付）が受けられる。ここで、「主として生計をたてている」の原則的な基準は、年間収入 130 万円未満（かつ、被保険者の年間収入の 1/2 未満）であることである。そのため、年間収入が 130 万円未満になるように調整を行い（年間収入が 130 万円以上にならないように調整する）、被扶養者の認定を受けて保険料負担を回避しようとする行動が発生する余地がある。このような収入調整による社会保険料の回避行動は、「合法的な社会保険料回避」であり、Tax avoidance に相当するものと考えられる。これに対し、年間収入が 130 万円以上あるにも関わらず、これを偽り 130 万円未満であると報告して被扶養認定を受け、もって保険料負担を逃れようとする行為は、明らかに違法であり Tax evasion に相当するものと考えられる。

②厚生年金保険において被保険者となるか否かに係る就労調整を行う場合

「厚生年金の被保険者である夫」の妻が、適用事業所に常時雇用される者とみなされれば、妻は厚生年金保険の被保険者（国民年金の第 2 号被保険者）として国民年金保険料の支払い義務が発生するが、常時雇用される者でなければ（パート等）、厚生年金保険の被保険者とはならないので、その妻は国民年金の第 3 号被保険者となり、国民年金保険料を負担する必要がなくなる。また、「常時雇用」の原則的基準は、正規労働者の労働時間の 3/4 以上の労働時間を有することである。したがって、このような妻の中には、労働時間を 3/4 未満に調整して、国民年金の第 3 号被保険者となり、国民年金保険料の負担を

逃れようと考える者が出てくる。このような就労調整による国民年金保険料の回避行動は、「合法的な社会保険料回避」であり、Tax avoidance に相当するものと考えられる。

③派遣労働者に係る社会保険加入の条件としての労働時間を派遣会社が調整する場合

派遣労働者については、その労働時間が派遣先社員の $3/4$ 以上あり、かつ派遣期間が 2 か月以上ある場合、派遣会社の社会保険（健康保険等）に加入が義務付けられる。派遣会社としては、派遣労働者の労働時間を派遣先社員の $3/4$ 未満に調整することにより、派遣労働者の社会保険加入を逃れ、もって自らの事業主負担の保険料を回避しようというインセンティブが働く。この行動は「合法的な社会保険料回避」であり、Tax avoidance に相当するものと考えられる。

④ ③の行動についての簡単なゲーム理論的分析¹

③で説明した事業主負担の保険料の回避行動は、事業主の利害だけでなく派遣労働者の社会保険加入の有無を通じて派遣労働者の利害にも絡むものであることから、事業主と派遣労働者との関係は、一種のゲーム理論的関係（ゲームの二人のプレイヤー）にあるとも言えるものである。したがって、事業主（派遣会社）の派遣労働者の労働時間調整を介した事業主負担の保険料の回避行動については、事業主と派遣労働者との間のゲーム理論を応用して理論付けが可能である。以下、この簡単なゲーム理論的分析について説明する。

○事業主（派遣会社）と派遣労働者のゲーム

ゲームには、以下に述べる「3要素」がある。第1に、「ゲームの player」であり、ここでは派遣労働者を player1、派遣会社の事業主を player2 とする。第2に、「ゲームの戦略」であるが、これは、player1 にとっては『 $3/4$ 以上働く、又は、 $3/4$ 未満に調整する』と表すことができる。同様に、Player2 にとっては『派遣労働者に $3/4$ 以上働かせる、又は、派遣労働者に $3/4$ 未満に調整させる』と表すことができる。最後に「ゲームの利得」であるが、これは以下のア)、イ) のように表すことができる。

ア) 事業主が $3/4$ 以上働かせることとし、派遣労働者も $3/4$ 以上働く意思がある場合、この労働者は社会保険に加入することとなり、社会保険料負担が労使折半になるので、労働者、事業主とも -10 の利得と表すものとする。ただし、労働者にとっては、社会保険料の負担より社会保険加入によるメリットの方が大きいので、それを含めて +5 の利得と表すものとする。

イ) 上記ア) の場合以外はすべて、労働者が社会保険未加入という結果になるので、労働者、事業主ともコスト（社会保険料）が発生しないが労働者にとってのメリットもないでの、利得は労働者、事業主とも 0 と表すものとする。

d)このゲームの利得行列とナッシュ均衡

以上のように設定すると、このゲームの利得行列は以下にある図2のとおりとなる。

なお、このゲームはゲームをするすべてのプレイヤーが同時に行動する同時ゲームと考えることができる。上述した「3要素」は、「同時ゲームの3要素」と言われるものである。

さて、このゲームについてナッシュ均衡を求めるとき、それは図2中のA、Bとなるが、C

<図2>

	player2 3/4以上働く	3/4未満に調整させる
player1	(5, -10)	(0, 0) A
3/4未満に調整	(0, 0) C	(0, 0) B

にはならない（求め方の説明は省略する）。ナッシュ均衡とは、「お互いに最良となるような戦略の組合せ」のことである。Aは、労働者は3/4以上働く意思があるが、事業主が3/4未満に調整させる決定を行い、労働者がそれに従い3/4未満に調整する状況を表している。結果として、この労働者は社会保険に加入しない。Bも、もともと労働者も3/4以上働く意思がないので社会保険への加入は行われない。なお、Cは、事業主が労働者に3/4以上働きようとしているが、労働者が3/4以上働く意思がなく、結果として労働者が3/4以上働きず社会保険加入が行われない（事業主は、労働者が働く意思がないところを無理に働きさせてまで事業主負担を行おうとは考えない）場合を示しているが、これはナッシュ均衡とはならない。以上より、このゲームの解は「派遣労働者の社会保険加入は行われない」というものになる。ここで説明した、ごく簡単なゲーム理論的分析から言えることは、事業主負担の社会保険料をコストとして回避しようとするインセンティブが事業主（派遣会社）にある場合、たとえ社会保険加入をメリットとする派遣労働者の意識があっても、事業主は保険料回避行動を行う可能性が高いこと（Tax avoidanceに相当する行為が行われる可能性が高いこと）がゲーム理論的にも示唆される、ということである。最後に、参考までに、実際には多くの派遣会社が派遣労働者の生活と福祉の安定を目指して設立された派遣健保（人材派遣健康保険組合。派遣労働者のための健康保険組合である。）²を適用させていくことを付言しておく。

(2)財政学の枠組みで提示された penalty の概念の社会保険制度への応用

ここでは、前節の議論の中で出てきたpenaltyの概念を、社会保険制度の場合に応用してみることとする。いま一度、前節の図1を参照する。図1から明らかのように、penaltyの値が大きくなれば、MC曲線が上方へシフトし、それとMBとの交点であるRは左方へシフトしてTax evasionは減少する。このpenaltyを、例えば「国民年金保険料未納」というTax evasionに相当する行為から帰結する、将来年金給付の恩恵を受けられなくなることである」と観念すれば、国民年金の保険料納付と将来の国民年金受給との関係についての「情報」提供が国民に対し十分に周知されていないことが、国民の、ここで述べたところのpenaltyの認識を低めさせ、保険料未納（Tax evasionに相当する行動）を誘発しているのではないか、すなわちpenaltyについての情報不足が国民の認識するMC曲線を下方にシフトさせているのではないかと考えることができる。なお、国民に対しpenaltyを認識させるための「情報提供」には政府のコストがかかるので、ネットのpenaltyの大きさはこのコ

ストを差し引いた分だけになることに留意する必要がある。いずれにせよ、社会保険の理論上、あるいは制度上、Tax evasion に相当する行動を抑制するためには、どのように penalty の仕組みを組み込むかについての考察が必要となる。

したがって、①Tax evasion に相当する行動の抑制、②Tax avoidance に相当する行動の抑制、の仕組みを社会保険制度において仕組む方策を経済理論的に探り、それを応用することは政策研究のうえでも重要な課題になる。

なお、②については、税制の世界において、国税通則法制定について議論した政府税調が将来の検討課題として、「租税回避の禁止」に関する宣言規定の創設を挙げた³という問題意識に対応したものである。さらに、「Tax evasion に相当する行動の抑制」を社会保険制度において仕組む方策を制度的・法的に探ることは、国民年金保険料の未納問題を解決する方策の検討として、4. (3)で行うこととする。

4. 国民健康保険及び国民年金における保険料徴収の実態と考察

本節では、社会保険制度の中でも国民健康保険と国民年金を取り上げて、その保険料の徴収の実態についてデータを挙げて説明する。その次に、その実態上の問題点に関わる法的考察を行う。

(1)国民健康保険料（税）の徴収の実態

＜表1＞国民健康保険における保険料（税）の収納状況

年度	収納率(%)
平成8年度	93
9	92.38
10	91.82
11	91.38
12	91.35
13	90.87
14	90.4
15	90.21
16	90.09
17	90.15
18	90.39

(注)

①平成 8 年度から平成 17 年度までは、国民健康保険事業年報（厚生労働省保険局）各年度版より筆者が計算。平成 18 年度の収納率は速報値である。

②収納率は、全国平均。ただし、国民健康保険組合の分は含まれていない⁴。

③収納率(%)=100×収納額÷(調停額－居所不明者分調停額)

表1は、国民健康保険における保険料（税）の収納状況を示したものである。この収納率は、従来低下傾向にあったが、平成 17 年度及び平成 18 年度においては、収納率が前年度を上回っている。特に、平成 18 年度においては、対前年度比 0.24% 増と昭和 47 年度以来 34 年ぶりの大きな上昇となった。この要因として、厚生労働省 HP に以下の点が挙げら

れているので紹介する（同省保険局国民健康保険課）。すなわち、「収納率の上昇要因は、平成 17 年 2 月の「収納対策緊急プラン」策定の収納努力の喚起を契機に、収納率向上に向けて取り組んだことが大きいと考えられる。具体的な取組みとしては、収納職員の増員や応援体制の実施、徴収嘱託員の採用や増員等徴収体制の強化、滞納処分の積極的な実施等がある。また、都道府県による支援としては、徴収専門員の派遣や市町村職員に対する収納事務研修の実施等が行われており、都道府県の積極的な支援も大きいと考える。」とある。

(2) 国民年金保険料の徴収の実態

<表 2>国民年金における保険料の収納状況

年度	検認率(%)
平成3	85.7
4	85.7
5	85.5
6	85.3
7	84.5
8	82.9
9	79.6
10	76.6
11	74.5
12	73
13	70.9
14	62.8
15	63.4
16	63.6
17	67.1

(注)

平成 13 年度までは検認率、14 年度以降は納付率である。その意味するところは同様であるが、納付率は検認率とは違って、前納保険料分が含まれていない。平成 14 年度において、この率が前年度より大きく落ち込んでいる（13 年度 70.9%、14 年度 62.8%）ことは、このことの影響を（部分的に）受けていると考えられる。

表 2 は、国民年金における保険料の収納状況を示したものである。この検認率は傾向的に低下してきていたが、平成 15 年度以降持ち直している（平成 14 年度の納付率 62.8%、17 年度では同 67.1%）。この背景には、社会保険庁ホームページによると、以下に述べるような同庁の収納対策の強化があると考えられる。まず第一に、「納めやすい環境づくりの整備」である。これには、①口座振替の推進②口座振替割引制度の導入（平成 17.4～）③コンビニ納付の導入（平成 16.2～）④インターネット納付の導入（平成 16.4～）がある。その普及状況を見ると、①、②については、口座振替率が平成 16 年度末（37%、651 万人）から 17 年度末（40%、660 万人）へと上昇している。③については、その利用状況が平成 16 年度（347 万件）から 17 年度（589 万件）へと増加している。④については、その利用状況が平成 16 年度（7 万件）から 17 年度（14 万件）へと増加している。次に、「納付督促

の実施」である。その実績は、①催告状（手紙）：平成 17 年度 3,418 万件②電話：平成 17 年度 823 万件③戸別訪問（面談）：平成 17 年度 1,774 万件といった具合である。最後に、「社会保障と日本経済」（2007、京極高宣著、慶應義塾大学出版会）の中に引用されている「社会保険旬報」（No.2310、2007 年 3 月 21 日号）の中で触れられている「社会保険庁の改革のポイント」において、信頼回復、サービス向上、効率化のために行われる国民年金の強制徴収の委任について言及しておく。つまり、「年金新法人に滞納処分権限を委任し、最大限の徴収努力を尽くす」「悪質な滞納者については国税庁に委任」することである。

（3）国民年金の保険料未納に対する法的考察

①国民年金保険料の未納に対する滞納処分

国民年金法第 96 条第 1 項から第 4 項までの規定により、保険料を滞納する者があるときは、社会保険庁長官はア) 納付義務者に対し督促状を発し、この督促状を発する日から起算して 10 日以上を経過した日を期限として督促することができる。イ) 督促を受けた者がその指定の期限までに保険料を納付しないときは、国税滞納処分の例によって処分することができる。－こととなっている。ここで、国税滞納処分とは、国税徴収法の規定によって、差押え、換価、配当といった一連の手続によって行われる、国税債権を強制的に実現する手続をいう⁵。ここで、特に「差押え」とは、滞納処分の最初の段階をなす手続であって、徴収職員が滞納者の特定の財産の処分を禁止し、これを換価できる状態におく強制的な処分である⁶。これに対して、国民健康保険ではどうなっているかというと、国保においては現在、ほとんどの市町村で国民健康保険料ではなく国民健康保険税を徴収しているので、同税について見てみると、地方税法第 728 条第 1 項第 1 号の規定により、地方団体の徴収吏員は、滞納者が督促を受け、その督促に係る国民健康保険税をその督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までに完納しないときは、国民健康保険税につき滞納者の財産を差し押さえなければならないこととされている。なお、地方税法第 726 条第 1 項の規定により、納税者が納期限までに国民健康保険税を完納しないときは、徴税吏員は督促状を発しなければならない。一方、国税においては、国税通則法第 40 条および国税徴収法第 47 条第 1 項の規定により、滞納者が督促を受け、その督促に係る国税をその督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までに完納しないときは、徴収職員は滞納者の国税につきその財産を差し押さえなければならないこととされている。なお、国税通則法第 37 条第 1 項の規定により、納税者が国税を納期限までに完納しないときは、税務署長は督促状により督促しなければならない。以上の各法律上の規定を見てくると、国民年金保険料と、国民健康保険税及び国税の滞納時の対応についての規定に、大きな違いがあることが分かる。すなわち、国民健康保険税及び国税については、督促及び差押えが法に定めた要件が満たされれば、必ず実行されるのに対し、国民年金保険料については、督促も国税滞納処分の例による処分も、社会保険庁長官が「行うことができる」旨の規定に留まっていることである。このことは、平成 17 年度において、国民健康保険料（税）の収納率が 90.2% で

あるのに対し、国民年金保険料の納付率が 67.1%であるという差の要因の一つであると考えられる。したがって、国民年金保険料の未納問題の解決のためには、国民健康保険は短期保険、国民年金は長期保険であるという根本的な性格の差異があるため一概には言えないものの、国民年金法上も保険料の滞納に対して法的に直ちに督促・滞納処分の対象とすることは、一つの方法ではないかと考える。

②罰則規定についての考察

国税、例えば所得税については、所得税法第 238 条第 1 項に「偽りその他不正の行為により所得税を免れた者は、5 年以下の懲役若しくは 500 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」旨規定されている。国民健康保険税についても、同様に、地方税法第 724 条第 1 項に詐偽その他不正の行為によって同税を免れた者に対する懲役等の罰則が規定されている。また、「税を納めない」ことに対しても、国民健康保険税などの地方税について、地方税法の総則的規定の中で、同法第 21 条第 1 項において「税金の徴収若しくは納付をしないこと」に対し懲役等の罰則を科している。しかしながら、国民年金法には、保険料を納付しないことに対する罰則規定は存在しない。保険料を納めないことは、税を納めないことと同じく、「詐偽その他不正の行為」とまでは言えなくとも、明らかに違法性が存在し、3. (2)で触れたように、Tax evasion に相当する行為と考えられることから、国民年金法上罰則規定を置くことを考えるべきではないかと考える。そのようにすれば、国民年金保険料の未納問題も少しは解決するものと思われる。

③まとめ

①、②で述べたような、国民年金法における督促・滞納処分や罰則の規定の整備といった法的措置を取ることよりも、経済的インセンティブによって保険料未納を回避することができれば、それにこしたことはない。したがって、保険料を納める経済的インセンティブを国民に与えることを可能にするための経済理論的考察がより重要であるといえる。これについては、既に 3. (2)で国民年金を含む社会保険制度におけるより広い考察の中で触れているので、ここでは立ち入らない。

5. むすび

税を納めることが、社会を構成する個人にとって最も基本的な「社会的責任（Social Responsibility : SR）」であることは、広く国民に受け入れられていると考えられるが、社会保険料なかんずく国民年金保険料を納めることについては、それが SR であるとの国民の認識が低いのではなかろうか。しかしながら、国民年金はよく言われるように「世代と世代の助け合い」であり、現役時には保険料を納めて高齢者の生活を支え、自分が高齢者になればその時の現役世代の保険料の拠出によって支えられるという制度である。したがって、国民年金保険料を納めることは、このような社会連帯を現実のものとするための SR なのである。したがって、このことを法的に担保するためには、4. (3)で考察したとおり、保険料滞納に対する督促・滞納処分の義務化や罰則規定の創設も必要なのではないかと考え

えるものである。また、そのような考え方をせず個人のライフサイクルで見てみても、現役時代に保険料を納めることは老後に国民年金を受け取る権利を得るために条件とされており、保険料を納めないことは年金の受給権を放棄することを意味する。政府がこのことを国民に十分周知する必要があることは、3.(2)で触れたとおりである。ただし、このように考える場合、自分は保険料を納めずに貯蓄を行って老後に備えると主張する者がでてくるので、その意味ではやはり「社会連帯」の意義を強調する必要があるとは考える。このように考察してみると、3.(2)で述べた国民年金保険料を納める経済的インセンティブを制度的に付与することが極めて重要であることが分かる。国民年金保険料の納付が「社会連帯」のためのSRであることが理念的に国民に理解されている必要があるということも、極めて重要であるが、それだけでは現実には国民は保険料をなかなか納めようとはしない、何らかの経済的インセンティブがなければ納めようとはしないと考えられるからである。この点が、国民年金保険料を納めることと納税との大きな相違点であると考えられる。結論は、国民年金について言えば、保険料納付を社会連帯のためのSRと理解しそれを担保する法的枠組みを整備することと、保険料納付を促す経済的枠組みを制度に組み込むことの両面が、社会保障制度として必要なのではないかということである。

¹ この分析では、首都大学東京ビジネススクール「ゲーム理論」テキスト（渡辺隆裕、2006年度後期）及び「図解雑学ゲーム理論」（2004、渡辺隆裕、ナツメ社）を参考にした。

² 派遣健保（人材派遣健康保険組合）：所在地は東京都文京区、設立は平成14年5月1日、平成19年10月31日現在の加入事業所数は394事業所。（はけんけんぽホームページより）

³ 「平成19年度版 やさしい国税通則法」（2007、川田剛、財団法人大蔵財務協会）

⁴ 国民健康保険組合は、同種の事業又は業務に従事する者で当該組合の地区内に住所を有するものを組合員として組織され、国民健康保険法にしたがって国民健康保険を行うことができる。この組合の被保険者は、市長村が行う国民健康保険の被保険者から除外される。なお、平成17年度の市町村の調停額の全国合計は約3兆8千億円、国民健康保険組合のそれは約5千億円であり、収納率の計算に当たって組合分を含まないこととしても、大勢に影響はないと考えられる。

⁵ 「平成19年度版 やさしい国税通則法」（2007、川田剛、財団法人大蔵財務協会）

⁶ 「平成19年度版 やさしい国税徴収法」（2007、山岡千秋、財団法人大蔵財務協会）

厚生労働科学研究費補助金(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))

「所得・資産・消費と社会保険料・税の関係に着目した

社会保障の給付と負担の在り方に関する研究」

分担研究報告書

「女性を取り巻く社会経済的状況と

人的資源としての女性の健康との関わりについての研究」

分担研究者 野口晴子 国立社会保障・人口問題研究所室長

研究要旨

雇用環境が流動化し(非正規雇用の増加など)、人々の生活基盤が揺らぎつつある中で、公的扶助や社会福祉の役割に対する期待はますます増大している。こうした傾向と社会保障全体の効率化との間で実際にどう調和を図り得るのかという問い合わせに対する明確な回答は、家計のもつ経済資源にのみ着目した分析からは得られない。わが国ではこれまで社会保障との関連でしばしばその重要性が指摘されながらも、家族の健康・教育・技術や技能等職業上のスキルといった人的資源について詳細に分析されることが少なかった。今年度の研究では、こうした研究の第1歩として、現代の女性を取り巻く社会経済環境と人的資源としての「健康」との関わりについて考察を加えることとする。

A. 研究目的

本研究の目的は、社会保障に対する人々のニーズと個々が保有する社会経済資源、及び、人的資源がどのような関わりを持っているかについて模索するための第1歩として、女性を取り巻く社会経済的状況と人的資源としての女性の健康にどういった影響を与えていたかについて考察を加えることにある。

B. 研究方法

研究方法は、先行研究のレビュー、及び、わが国の稀少なパネルデータの1つである、「消費生活に関するパネル調査」(財團法人家計経

済研究所)を用いて、世帯における所得・資産・婚姻状態・子どもの有無と健康指標との関係について簡単な分析を行う。

C. 研究結果

世帯所得に関しては35歳、39歳、41歳、43歳、世帯資産に関しては35歳を除けば、最も世帯所得・資産の低い階層の方が最も高い階層に比較して「ふつう」以下であると回答した割合が高いことがわかる。また、同調査対象者について、婚姻状態と子どもの有無との関係を概観すると、独身者と比較して既婚者の方が、また、子どものいない人と比べると子どものいる人の方が、概ね、